

## 唐津市野球場

区分		改正前 (1時間当たり)		改正後 (1時間当たり)
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
専用利用	一般	920円	4,610円	1,380円
	生徒・児童	460円	2,300円	690円
空調設備 (事務室及び多目的室を除く各室)		100円		上記料金に含みます。

区分	改正前 (30分当たり)	改正後 (30分当たり)
夜間照明施設	2,090円	2,250円

区分	改正前 (1時間当たり)	改正後 (1時間当たり)
スコアボード	200円	200円

### 【備考】

- ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。
- ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。
- ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。
- ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合（ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く）は、改正後の使用料となります。

### 【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

### 【電話番号】

0955-72-9237